

企業立地促進補助金(新たな立地または拡張に対する支援)

【対象企業】

製造業(付随する研究所または開発施設を含む)、情報通信業、自然科学研究所

【対象地域】

- (1)工場等を含む立地の場合
工業専用地域、工業地域、準工業地域(敷地9,000㎡以上)、五領ヶ台研究・研修パーク、ツインシティ大神地区、市街化調整区域
- (2)本社のみ立地の場合(商業登記上の本店で、工場等を併設していないもの)
全市域

【対象要件】

新規立地または拡張に要した費用のうち、固定資産(土地、家屋、償却資産)の取得に要する費用が、中小企業5,000万円以上、大企業3億円以上であること。但し、家屋の取得が必須になります。

【支援内容】

施設整備助成として、新しく取得した固定資産(土地、家屋、償却資産)の固定資産税等相当額の1/2を、土地の取得が無い場合は5年間、土地の取得がある、又は本社を有する場合は7年間助成します。

また、上記に加え下記の(1)~(5)の条件を満たすと助成額が上乘せされます。

なお、(1)と(2)を含めた助成限度額は累計5億円です。((3)~(5)を除く)

(1)市内発注奨励助成

【対象要件】

建物・償却資産の全額を市内発注した場合

【支援内容】

対象固定資産税等相当額の1/2を初年度に限り助成

(2)企業立地奨励助成

【対象要件】

研究所や情報通信業を行うため、又は5,000㎡以上の用地取得の場合

【支援内容】

対象固定資産税等相当額の1/2を初年度に限り助成

(3)環境設備助成

【対象要件】

雨水活用設備(有効貯水量10㎡以上)、太陽光発電設備(発電能力10kw以上)、風力発電設備、蓄電設備(再生可能エネルギーによる発電に限る)を導入した場合

【支援内容】

- ・雨水活用設備は、貯水量1㎡につき5万円を乗じた額(限度額100万円)
- ・太陽光発電設備は、発電能力1kwにつき10万円を乗じた額(限度額300万円)
- ・風力発電設備は、発電能力1kwにつき5万円を乗じた額(限度額100万円)
- ・蓄電設備は、設備の導入にかかった費用に0.25を乗じて得た額(限度額100万円)

(4)持続可能な経営奨励助成

【対象要件】

- ・環境マネジメントシステムの認証を取得している。
- ・事業継続計画(BCP)を策定している。
- ・イクボス宣言企業として本市に登録されている、又はくるみん認定等を受けている。
- ・事業所内保育施設を設置し、運営している。
- ・ロボット関連産業として神奈川県「セレクト神奈川NEXT」の認定を受けている。
- ・平塚市の地方創生(地域再生計画)に係る事業を行っている。

【支援内容】

左記条件の1件当たり30万円を助成します。(同一の条件に対する助成は1回限りです。)

(5)市内雇用創出助成

【対象要件】

新設又は増築に伴い、①市内在住者を1人以上常用の従業員として新たに雇用、又は②市外の従業員を市内に転入させ、1年以上継続して居住、雇用すること

【支援内容】

中小企業は1人あたり50万円、大企業は1人あたり30万円
①のみ障害者の雇用の促進等に関する法律で定められた障がい者又は20歳未満、65歳以上の場合は、1人あたり20万円を加算(限度額は①②で各1,000万円)

工場立地法による緑地面積率等の緩和 (工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例)

平塚市では、2015年10月1日から、下記の地域について工場立地法に基づく一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しました。

【対象地域】

工業専用地域、工業地域

【支援内容】

工業専用地域	緑地面積率	5%以上	環境施設面積率	10%以上
工業地域	緑地面積率	10%以上	環境施設面積率	15%以上

問合せ

平塚市産業振興部産業振興課 (0463)21-9758(直)